

2022年度版

農業者のための

公的資金の御案内



栃木県農政部

農業者のための公的資金一覧

こんなときのこんな資金！！



実施したい事業

貸付条件

資金名	対象者	実質負担率 (※1) (%)	償還期限 (年)	据置期間 (年)	融資限度額 (万円)	相談窓口	
農業近代化資金	産地基盤強化促進資金	0.00	7~15	2~7	個人 1,800 法人 3,600	農協銀行等	
	認定農業者育成確保資金	0.00~0.25					
	担い手育成資金	0.30	7~15	2~7	1,800		
	一般資金	0.50	7~20	2~7	個人 1,800 法人 20,000 共同 150,000		
	災害復旧支援資金	※2					
日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子	12	3~5	個人 5,000 法人等 15,000	日本政策金融公庫 農協等	
	認定農業者等		12	3~5			
	青年等就農資金	無利子	17	5	3,700		
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	0.18~0.50 ※3	25	10	個人 30,000 法人 100,000		
	経営体育成強化資金	0.50	25	3	個人 15,000 法人 50,000		
	アグリビジネス強化資金 (スーパーW資金)	0.50	25 10	5 3	事業費の80%		
	農林漁業セーフティネット資金	0.18~0.45	10	3	600		
農業基盤整備資金	0.50~0.65	25	10	地元負担額			
畜産経営体質強化支援資金	畜産クラスター計画における 中心的な経営体等	0.35以内 ※3	15 25	5	借換対象資金残高	農協等	
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者	1.50	1	-	個人 500 法人 2,000	農協等	
農業経営負担軽減支援資金	農業者等	0.50	10	3	営農負債残高	農協等	
畜産特別資金	大家畜特別支援資金	0.30以内	15 25	3 5	営農負債残高	農協等	
	養豚特別支援資金		7 15	3 5			
	家畜疾病経営維持資金		0.875以内	7			3
	畜産経営体質強化支援資金		0.35以内	大家畜25 養豚15			5
災害条例資金 (条例適用時)	災害認定を受けた農業者	※2	3~7	1	200~600	農協等	

※1 貸付利率は金利情勢により変動することがあります。

※2 災害の都度決定されます。

※3 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者又は農地中間管理機構で農地を借り受けた認定農業者は、スーパーL資金を借り入れる場合並びに畜産経営体質強化支援資金については、貸付当初5年間は金利負担が軽減されます。

主な資金の概要

農業近代化資金

農業経営の改善を図るために必要な設備投資等を行うときに、低利で借入れることができる資金です。

[資金使途]

トラクター、コンバイン等の農業機械の取得
畜舎、ハウス、果樹棚等施設の取得、改良、造成、復旧
家畜の購入、育成、果樹等の植栽、育成
農薬、種苗、肥料、飼料の購入等の農業経営に必要な仕入及び経費に必要な資金(運転資金)
直売所等の農産物の加工処理・流通販売施設の取得、改良、造成
賃借権、農業機械等の利用権の取得

[貸付条件]

貸付対象者	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業者等	
貸付限度額	個人施設	① 個人 1,800万円 (知事特認2億円) ② 法人及び任意団体 2億円
	共同利用施設	農業協同組合、任意団体 15億円
償還期限	7～20年(据置2～7年以内)	

[融資機関] 各農業協同組合、各銀行、各信用金庫等

スーパーS資金(農業経営改善促進資金)

貸付極度額の範囲内で、何度でも借入・返済ができる、認定農業者向けの短期運転資金です。

[資金使途]

種苗、肥料、飼料、家畜の購入費等の経営全般にかかる運転資金(既往負債の借換えは含まない。)

[貸付条件]

貸付対象者	認定農業者
貸付限度額	個人:500万円 法人:2,000万円 ※畜産・施設園芸経営の場合は、個人:2,000万円、法人:8,000万円

[融資機関] 各農業協同組合、農林中央金庫、各銀行、各信用金庫等

日本政策金融公庫資金

スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

農地の取得や設備投資をするときなど、必要とする金額が大きくなるときに借りることができる認定農業者のための低利資金です。

【資金使途】

農業近代化資金と同様に、機械・施設などの取得に必要な設備資金及び長期運転資金に加え、以下の内容にも対応できる償還期間の長い資金です。

- ・農地の取得、改良、造成
- ・負債の整理(制度資金は除く。)等経営の安定を図るのに必要な資金

【資金条件】

貸付対象者	認定農業者
貸付限度額	① 個人 3億円(特認6億円)
	② 法人 10億円(特認30億円) 【ただし、経営の安定を図るのに必要な資金については、 個人:6,000万円(特認1億2,000万円)、法人:2億円(特認6億円)】
償還期限	25年以内(据置10年以内)

- ※ 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者又は農地中間管理機構で農用地等を借り受けた認定農業者が借り入れる場合は、予算の範囲内で貸付当初5年間の金利が軽減されます。
- ※ TPPによる新たな国際環境の下で新たに攻めの経営展開を行う計画を策定し、上記の金利負担軽減措置を受けようとする方の十分な担保提供が困難な場合、事業性を確認した上で、実質無担保・無保証人貸付が行われます。

経営体育成強化資金

認定農業者以外の担い手農業者が利用できる長期資金です。農業経営改善のための前向き投資資金と負債の償還負担を軽減するための資金があります。

[資金使途]

前向き投資資金(設備・運転資金等の使途は農業経営基盤強化資金とほぼ同様)、負債の整理に必要な資金(再建整備資金)、制度資金等の円滑な支払いに必要な資金(償還円滑化資金)

[貸付条件] 下記①～③の範囲内でかつその合計が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内

貸付対象者	農業者、集落営農組織等
貸付限度額	① 前向き投資資金 自己負担額の80%
	② 再建整備資金 個人:1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円) 法人:4,000万円
	③ 償還円滑化資金 負債の各年の支払金の合計額
償還期限	25年以内(据置3年以内、果樹の新植等は据置10年以内)

日本政策金融公庫資金

青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等が経営を開始するために必要な長期資金として利用できる無利子の資金です。

[資金使途]

農地の改良・造成、農地等の借地料(農地の取得費用を除く)
農業経営のための機械・施設(加工処理・流通販売・観光農業用施設を含む)の取得費用・リース料
種苗・家畜等の購入・育成、長期運転資金などその他の青年等就農計画中に必要となる初期的経営費用

[貸付条件]

貸付対象者	認定新規就農者 ※ 青年(原則として18歳以上45歳未満)、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者(65歳未満)、又はこれらの者が役員の過半を占める法人で、市町に青年等就農計画の認定を受けた者
貸付限度額	3,700万円(特認1億円)
償還期限	17年以内(据置5年以内)

農業改良資金

農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組みにチャレンジする担い手を応援する無利子の資金です。

[資金使途]

農業施設・農機具等の改良・取得、農産物の処理加工施設・販売施設
賃借権、農業機械等の利用権の取得、家畜の購入・育成、果樹等の植栽・育成
品種の転換、営業権の取得、研究開発
需要を開拓するための調査費用、通信情報処理機材の取得
認定中小企業者が使用する加工・販売施設
連携先の農業者の農業経営に必要な施設の設置(認定中小企業者及び認定製造事業者等が農業者に代わって導入する場合)

[貸付条件]

貸付対象者	六次産業化法の認定農業者、エコファーマー、認定中小企業者、認定製造事業者等
貸付限度額	① 個人 5,000万円
	② 法人等 1億5,000万円
償還期限	12年以内(据置3年～5年)

日本政策金融公庫資金

スーパーW資金(アグリビジネス強化のための資金)

認定農業者が、加工・販売など経営の多角化を行うために設立した法人(アグリビジネス法人)が、必要な施設の整備を行うための資金です。

[資金使途]

農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、滞在型農園施設、農産物直売所施設、農林漁業体験実習館及び農山魚村ふれあい体験宿泊施設の改良、造成又は取得とその関連費用

[貸付条件]

貸付対象者	認定農業者が加工・販売や農業体験サービスなどを行うために設立した法人で、アグリビジネス強化計画を作成し認定を受けているもの
貸付限度額	事業費の80%(特例:事業費の90%)
償還期限	25年以内(据置5年以内) ※関連費用は10年以内(据置3年以内)

農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害、米価の下落等の社会的・経済的な環境の変化によって売上が減少し、経営に支障を来している場合などに利用できる低利な長期運転資金です。

[資金使途]

社会的・経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により、資金繰りに支障を来している場合等に必要な運転資金

[貸付条件]

貸付対象者	認定農業者、認定新規就農者、農業者、集落営農組織等
貸付限度額	600万円 (特認:年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6のいずれか低い額)
償還期限	10年以内(据置3年以内)

農業経営負担軽減支援資金

経営環境の悪化等により負債の償還が困難となっている農業者が、既往借入金の償還負担を軽減するための借換え資金です。

[資金使途]

制度資金(貸付利率が年5.0%以上のものを除く)以外の営農負債の借換え
※年5.0%未満の制度資金の負債は経営体育成強化資金が借換換えの対象となります。

[貸付条件]

貸付対象者	負債の償還が困難になっている農業者等で一定の要件を満たす者
貸付限度額	営農負債の残高
償還期限	10年以内(据置3年以内、特認:15年以内)

[融資機関] 各農業協同組合、農林中央金庫、各銀行、各信用金庫等

信用保証制度について

農業者の方が、農協等の融資機関から農業制度資金を借り入れる場合、保証料をお支払いいただくことにより、農業信用基金協会がその債務を保証する信用保証制度があります。

これにより、特別な場合を除き、無担保・無保証人での融資が可能になります。

借入予定額や他の負債の状況等により取扱いが異なりますので、詳しくは融資機関の窓口にお問い合わせください。

なお、日本政策金融公庫資金については、農協から転貸する場合を除き、当制度を利用することができません。

農業制度資金の借入れにあたっては、次の点に御注意ください。

- ① 必要書類の作成や実際に口座へ入金されるまでの手続きにある程度の期間を要しますので、借入の際には資金が必要となる時期を十分考慮して事業計画をお立てください。
- ② 融資の可否については、「事業計画の内容の妥当性」及び「返済の実行可能性」等を総合的に審査した上で判断をいたしますので、お申込み者全員が必ず融資を受けられるものではございません。
- ③ 制度資金の貸付決定をする前に事業を行っていたり、既に完了してしまっているものは、原則として貸付対象になりません。

詳細については、最寄りの農協、銀行、市町のほか、下記までお問い合わせください。

農業制度資金に関するお問い合わせ先

機 関 名	電 話 番 号	住 所
河内農業振興事務所管理部	(028)626-3059	宇都宮市竹林町 1030-2
上都賀農業振興事務所管理部	(0289)62-5236	鹿沼市今宮町1664-1
芳賀農業振興事務所管理部	(0285)82-4438	真岡市荒町 116-1
下都賀農業振興事務所管理部	(0282)23-3426	栃木市神田町 5-20
塩谷南那須農業振興事務所管理部	(0287)43-1251	矢板市鹿島町 20-22
那須農業振興事務所管理部	(0287)23-3141	大田原市本町 1-3-1
安足農業振興事務所企画振興部	(0283)23-1455	佐野市堀米町 607
栃木県農政部経済流通課	(028)623-2297	宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県農政部畜産振興課	(028)623-2344	同上
農林中央金庫宇都宮支店	(028)305-4914	宇都宮市平出工業団地9-25(1階)
栃木県農業信用基金協会	(028)616-8888	宇都宮市平出工業団地9-25(7階)
(株)日本政策金融公庫宇都宮支店 農林水産事業	(028)636-3901	宇都宮市二番町1-31(ビル5階)

農業制度資金に関する情報は、ホームページ上でも提供しています。

栃木県 農政部 経済流通課 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/index.html>

栃木県 経済流通課 検索

(株)日本政策金融公庫 <http://www.jfc.go.jp/>

日本公庫 検索